

議員提案第23号

新潟市議会の議決に付すべき事件に関する条例の一部改正について

新潟市議会の議決に付すべき事件に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成20年3月10日提出

新潟市議会議員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

藤田隆

玉木良平

木村文祐

渡辺仁

大泉弘

青柳正司

下坂忠彦

室橋春季

小泉伸之

目崎良治

小山哲夫

渡辺和光

佐藤誠

新潟市議会の議決に付すべき事件に関する条例の一部を改正する条例

新潟市議会の議決に付すべき事件に関する条例（平成18年新潟市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- （3） 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2の規定により定める都市計画に関する基本的な方針の策定，変更又は廃止

附 則

この条例は，公布の日から施行し，同日以後になされる都市計画法第18条の2の規定により定める都市計画に関する基本的な方針の策定，変更又は廃止について適用する。